

あおり運転は 厳罰!

令和2年6月30日施行
道路交通法一部改正



あおり運転(妨害運転)に認定されると…

- 即、罰則が適用! (最高刑は「懲役3年」)
- 免許が取消しに! (取消し後2年間は再取得禁止)
- より危険な運転には、さらに厳しい処罰・処分!

詳しくは、
中面の解説を
お読みください!

あおり運転(妨害運転)とは?

所定の「3つの条件」を満たすと、極めて危険性の高い運転行為として、あおり運転(妨害運転<交通の危険のおそれ>)に認定されます。

※自転車など軽車両の運転者にも適用されます。

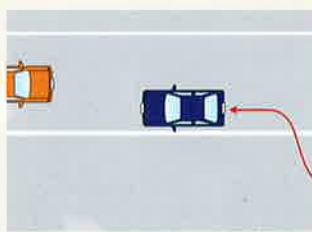


条件1 一定の違反のいずれかに該当する行為だった!

■ドライバーの運転行為が以下の違反行為のいずれかに該当することが条件の一つです。

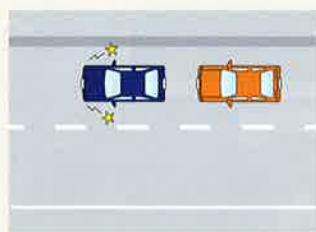
①右側通行など

<通行区分違反>



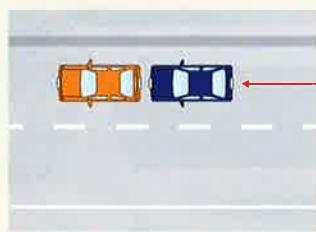
②不必要な急ブレーキ

<急ブレーキ禁止違反>



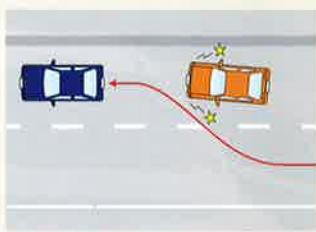
③前車への異常接近

<車間距離不保持>



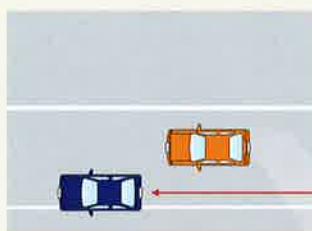
④危険な進路変更

<進路変更禁止違反>



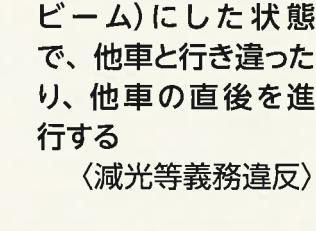
⑤左側からの追越しなど

<追越し違反>



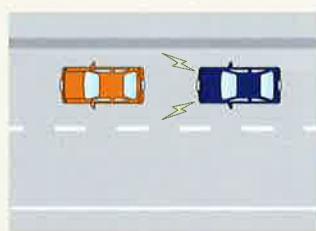
⑥夜間、前照灯(ヘッドライト)を上向き(ハイビーム)にした状態で、他車と行き違ったり、他車の直後を行く

<減光等義務違反>



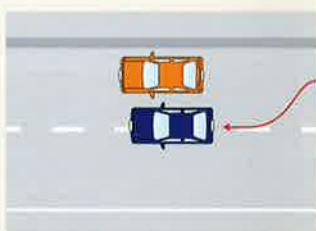
⑦クラクションの乱用

<警音器使用制限違反>



⑧幅寄せなど

<安全運転義務違反>



⑨高速自動車国道で最低速度に達しない速度で走行する<最低速度違反>

※最低速度…道路標識(右参照)で指定されていないときは時速50キロ、道路標識で指定されているときはその速度。



「最低速度」の
道路標識

⑩高速自動車国道等(高速自動車国道・自動車専用道路)で停車や駐車をする<駐停車禁止場所等違反>

条件2 違反行為を危険な方法で行った!

■執拗に繰り返し行うなど、交通の危険を生じさせるおそれのある方法により違反行為を行ったことが条件の一つです。



条件3 通行妨害を目的にした行為だった!

■他の車両等の通行を妨害する目的で違反行為を行ったことが条件の一つです。

ドライバーに対する処罰や処分は？

「妨害運転」に認定されると、ドライバーは、飲酒運転に匹敵する非常に重い処罰や免許の処分を受けることになります。

1 即、罰則(懲役や罰金)が適用され、一発、免許取消しになります！

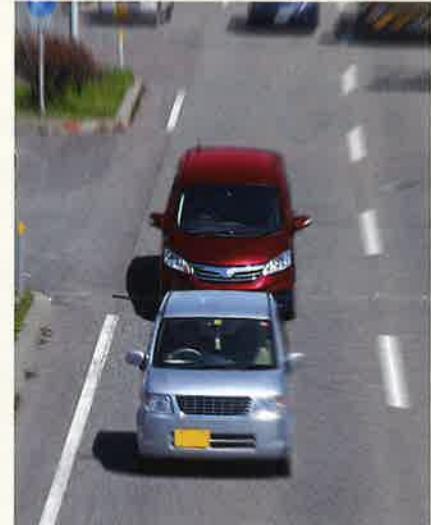
- 「妨害運転(交通の危険のおそれ)」をしたドライバーには、**罰則適用が免除される「反則金」の適用がなく**、即、罰則(最高刑・懲役3年)が適用されます。
- また、違反点は25点で、必ず「免許取消し」になり、その後**2年間は免許再取得が禁止**されます。

罰 則 3年以下の懲役または50万円以下の罰金

違反点 25点(免許取消し・免許再取得禁止2年)

※上記の罰則と違反点は、「酒気帯び運転」(呼気1ℓ中のアルコール濃度0.25mg以上)と同じです。

※免許再取得禁止期間(2年)は、違反歴により最長5年まで延長されることがあります。



2 道路における著しい交通の危険を生じさせた場合は、処罰や処分が厳しくなります！

- 「妨害運転(交通の危険のおそれ)」をして、その運転によって、**高速自動車国道等で他の自動車を停止させるなど**、道路における著しい交通の危険を生じさせた場合(妨害運転(著しい交通の危険))は、以下の罰則等が適用されます。

罰 則 5年以下の懲役または100万円以下の罰金

違反点 35点(免許取消し・免許再取得禁止3年)

※上記の罰則と違反点は、「酒酔い運転」と同じです。

※免許再取得禁止期間(3年)は、違反歴により最長10年まで延長されることがあります。

※「妨害運転」で死傷事故を起こした場合は、「危険運転致死傷罪」の対象となる可能性があります。(裏面の「自動車運転死傷行為処罰法一部改正」参照)



ドライバーにかかる他の主な道路交通法一部改正

①「免許仮停止処分」の対象が拡大されました

- ドライバーが「妨害運転(著しい交通の危険)」によって死傷事故を起こした場合は、「免許仮停止処分」の対象になります。

※「免許仮停止」とは、警察署長が、違反行為による免許の取消しや停止の処分を待たずに、事故発生日から起算して30日を経過する日を期限として、免許の効力を停止する処分です。

②「妨害運転」にかかる「重大違反そそのかし等」の規定が新設されました

- ドライバーをそそのかして「妨害運転」をさせたり、「妨害運転」をするのを助けたりした運転免許保有者は、免許取消し処分を受け、妨害運転(交通の危険のおそれ)をそそのかした場合は免許取消し後2年間、妨害運転(著しい交通の危険)をそそのかした場合は免許取消し後3年間、免許を再取得することが禁止されます。

「あおり運転」にかかる 自動車運転死傷行為処罰法一部改正

令和2年7月2日施行

走行車の前方で停止するなどの通行妨害による死傷事故も、 危険運転致死傷罪の対象になりました！

■令和2年7月2日施行の自動車運転死傷行為処罰法(自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律)一部改正により、自動車(原付を含む)を使った**以下の行為を「危険運転」とし、その行為により死傷事故を起こした場合**も「危険運転致死傷罪」の対象になりました。(下記注参照)

危険運転の新類型

- ①車の通行を妨害する目的で、走行中の車の前方で停止するなど、走行中の車に著しく接近することとなる方法で自動車を運転する行為
- ②高速自動車国道または自動車専用道路において、自動車の通行を妨害する目的で、走行中の自動車の前方で停止するなど、走行中の自動車に著しく接近することとなる方法で自動車を運転することにより、走行中の自動車に停止または徐行をさせる行為

※便宜上、条文(原文)の表現の一部を変更しています。

罰則 <人を死亡させた場合>1年以上20年以下の懲役 <人を負傷させた場合>15年以下の懲役

※自動車運転死傷行為処罰法上、「あおり運転」を想定した「危険運転」の類型としては、従来から、「人または車の通行を妨害する目的で、走行中の自動車の直前に進入するなど、通行中の人または車に著しく接近し、かつ、重大な交通の危険を生じさせる速度で自動車を運転する行為」という規定がありますが、この規定は、加害者車両が「重大な交通の危険を生じさせる速度」で走行し、車などに「著しく接近すること」が要件となっているため、走行中の車の前方で「停止」する行為を対象にすることはできませんでした。

それに対し、新設された上記①の規定では、加害者車両が「重大な交通の危険を生じさせる速度」で走行していない場合でも、走行中の被害者車両の前方で停止するなど、加害者車両が被害者車両に対して「著しく接近することとなる方法」で運転する行為を対象にしているため、その行為により死傷事故を起こした場合は「危険運転致死傷罪」を適用することが可能になりました。

また、上記②の規定は、高速自動車国道等で上記①と同様の運転行為を行ったことにより、被害者車両を停止・徐行させた場合を「危険運転」とするもので、こうした場合では後続の車両が追突するなどして死傷事故が発生する危険性が特に高いことから新設されました。

「あおり運転」をされたら、安全な場所に避難してすぐ110番！

- 無理に逃げようしたり、張り合ってスピードを上げたりすると、相手の行動がエスカレートして危険が増すだけです。
- 高速道路ではサービスエリアやパーキングエリアに避難、一般道路では道路脇の安全な場所に車を止め、すぐに110番通報をしましょう。
- また、相手からの暴行を避けるため、車のドアをロックし、窓を開けないようにしましょう。



「あおり運転」の現場を目撃した人は、その場所や、「あおり運転」をしている車のナンバー・色などを110番通報しましょう。